

# スマイル・スマイリー Vol.43

発行：一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会 母子部「スマイル・スマイル」 令和6年10月21日発行

## 参加者募集中！

### 東京ディズニーシー ツアー



- ・とき・・・令和6年12月15日（日）
- ・ところ・・・東京ディズニーシー
- ・参加費・・・大人（非会員） 16,000円 母（父）会員 15,000円  
中・高校生 13,000円 幼児、小学生 10,000円  
3歳以下の乳幼児 3,000円  
(バス代、保険料、パスポート代含む)
- ・対象・・・県内在住のひとり親家庭の親子(高校生以下) 及び寡婦
- ・定員・・・親子あわせて 200名（応募者多数の場合は抽選）
- ・乗車場所・・・桐生市総合福祉センター・太田バスターミナル・館林市役所  
伊勢崎市役所・沼田市運動公園・渋川市役所・新前橋駅東口  
高崎駅東口・ららん藤岡
- ・申込み方法・ホームページ申込フォームよりお申込みください
- ・申込締切・・令和6年11月15日（金）



右のQRコードから読み取り、HPからお申込みください。



〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5F

一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会（県母子会）TEL 027-255-6636

ホームページ： [www.boshikai-gunma.jp](http://www.boshikai-gunma.jp) E-mail : [gunboshi@boshikai-gunma.jp](mailto:gunboshi@boshikai-gunma.jp)

## 就業・養育費相談会

12月に県内2ヶ所の市町村で就業及び養育費相談会を行います！

(県母子会相談員とハローワーク相談員がお話を伺います)

館林市役所・・・12月5日（木） 10：30～14：00  
→問合せ先 館林市役所 子育て支援課 0276-47-5135  
大泉町役場・・・12月18日（水） 10：30～14：00  
→問合せ先 大泉町役場 こども課 0276-63-3111

※予約制となります。 お住まいの市町村にお問い合わせください。



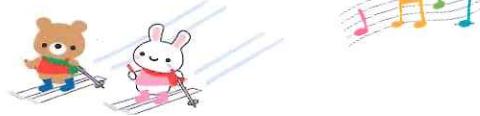
## 実施事業のご案内

親子で思いっきり冬の自然を楽しもう！

in 宝台樹（親子スキー教室+自然体験）



- ・期日・・・令和7年2月上旬
- ・場所・・・水上宝台樹スキー場



※ 詳細につきましては事業内容が決定次第、 ホームページに掲載させていただきます。

## 養育費等弁護士無料相談会

「養育費・面会交流・親権・慰謝料・借金」等離婚に関する問題を弁護士が丁寧にアドバイスしてくださいます。  
ひとり親家庭に限らず離婚前の方もお申込みいただけます。  
ひとりで悩まず相談してみませんか？

日時・・・令和7年2月15日（土）13：10～16：00

場所・・・群馬県社会福祉総合センター5階（前橋市新前橋町13-12）

対象者・・・県内在住のひとり家庭の保護者・離婚を考えている人

内容・・・養育費等に関する弁護士との個別相談（1人約30分）

申込方法・電話、メール（群馬県母子会ホームページのメールフォーム）等で  
「住所」「氏名」「電話番号」「ひとり親家庭・離婚検討中等の別」をお知らせください。※予約制：定員に達し次第締め切りとなります。

電話番号・・・027-255-6636  
メール・・・gunboshi@boshikai-gunma.jp  
ホームページ・・・www.boshikai-gunma.jp



## 養育費等確保支援事業のご案内



ひとり親家庭の養育費確保のために令和6年4月から新たな支援補助が加わりました。  
県内町村に居住している、児童扶養手当の支給を受けているか同等の所得水準にあるなどの要件を全て満たす方に養育費確保のための必要な経費を補助します。（③～⑤が新設）

- ①公正証書の作成等に係る経費（上限3万円）
- ②保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（上限5万円）
- ③認証ADR事業者が実施するADR（養育費の取決めに係るもの）  
の申立等に係る経費（上限5万円）
- ④離婚後の養育費請求調停申立（増額含む）  
に係る弁護士費用（着手金）等（上限10万円）
- ⑤未払の養育費に係る強制執行の申立等に係る弁護士費用（着手金）等（上限10万円）



ご利用できる方・・・町村にお住まいのひとり親家庭で各要件を全て満たす方

※まずはお電話でご相談ください・・・027-255-6636（県母子会）

詳細は群馬県HPでご確認ください→



※市によって、養育費確保等支援事業を別途実施しているところもあります。  
市にお住まいのひとり親家庭の方はお住まいの市役所にお問い合わせください。

## 令和6年度 ぐんま・ほほえみネット ご案内

『つらいと思っていること、不安なこと』 あなたと一緒に考える人がいます！

ここやからだの不調、家族のこと、様々な不安や悩み、つらさを抱える女性を支えようと  
県では、女性支援の民間団体等と連携して「つながりサポート相談支援事業」を実施しています。

★NPO法人Next Generation（初音 ジュネーフィヨウ）

TEL080-7645-8696 水・木・金 9:30~16:30(年末年始・祝日除く)

[中毛地域] 前橋市、伊勢崎市、玉村町 [北毛地域] 沼田市、渋川市、榛東村、吉岡町、中之条町、長野原町、嬬恋村  
草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

★NPO法人Annakaひだまりマルシェ

TEL027-384-3129 木・金 9:00~16:00(年末年始・祝日除く)

[西毛地域] 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

★NPO法人キッズバレイ TEL0277-46-5977 月・木 9:30~16:30

第1・3週の土 9:30~16:30(年末年始・祝日除く)

[東毛地域] 桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

令和6年度 群馬県不安を抱える女性へのつながりサポート相談支援事業  
お問い合わせ：群馬県生活こども部生活こども課 男女共同参画室/027-898-2688

★群馬県内在住・在勤・在学  
の女性は誰でも無料です。  
ぐんま・ほほえみネット  
ホームページ  
<https://gunma-hohoemi.net/>

## Information ーお知らせー

### 「高等職業訓練促進給付金改訂について」

#### 〈対象者〉

○児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること

#### 改訂

⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和  
(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする)

○養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、  
対象資格取得が見込まれる者

#### 改訂

⇒令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置(1年以上→6月以上)を恒久化

#### 〈資格対象・訓練〉

○就職に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める

例) 看護師・准看護師・保育士・介護福祉士  
理学療法士・作業療法士・調理師・製菓衛生師  
シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格の  
デジタル分野の民間資格 等

#### 改訂

⇒令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とする民間資格)を恒久化

町村にお住まいの方 県保健福祉事務所  
市にお住まいの方 市役所 へお問合せください



### 「町村にお住まいのひとり親家庭等の お子さんの受験料等の補助について」

#### 〈対象者〉 次のすべてに該当する方

○県内町村にお住まいの方(※1)

○児童扶養手当受給世帯相当、または低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)の方

○令和6年度において、高校3年生等(※2)または中学3年生を養育している方

※1 市にお住まいの方は、市において補助を行います  
(市によっては補助を受けることができない場合がありますので、詳細は市の担当課にご確認ください)  
※2 大学、短期大学、専修学校(専門課程)、及び高等専門学校(4年時)等の受験資格を持つ方で申請時点において20歳未満の方。

#### 〈対象経費〉

対象となる経費は令和6年度に支払った以下の費用(一人あたり上限額)

①大学、短期大学、専修学校(専門課程)及び、高等専門学校(4年時)等を受験する際に支払う受験料: 53,000円

②進学に向けて受験する模試試験費用

高校3年生: 8,000円 中学3年生: 6,000円

#### 〈申請方法等〉

申請方法は申請窓口、必要書類等の詳細は現時点は未定のため、決まり次第、群馬県ホームページ等でお知らせします。

申請にあたっては、受験料等の支払い証明できる書類(※3)が必要となりますので、なくさないよう大切に保管してください。

※3 受験校名、模擬試験名、受験料の額、受験者名(または支払者名)及び領収の旨が明記されているもの。

#### お問い合わせ先

群馬県生活こども部こども・子育て支援課子育て支援係  
TEL: 027-226-2622



### 群馬県母子家庭等就業・自立支援センター事業のご案内

群馬県母子会では、ひとり親のお母さん、お父さんのお仕事探し、求職登録、養育費相談等を行っています。お電話、御来所をお待ちしています。ひとりで悩まず、御相談ください。(養育費相談等は離婚前の方も対象です)

一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会 TEL 027-255-6636

(土日・祝日休み)

この機関紙は赤い羽根共同募金からの助成事業です。

